



新成人の皆さんへ 20 歳から全員が加入！国民年金

「未来」のあなたを支えるのは、「いま」のあなたです！

●問合先 土浦年金事務所 ☎ 029-824-7121 / 市役所国保年金課 年金G 内線 105・106

日本に住む 20 歳以上 60 歳未満の全ての方は、国民年金に加入し保険料を納めることになっています。

【老後の年金だけではありません】 国民年金には、老後の生活費の基礎となり生涯年金が受け取れる「老齢基礎年金」のほかに、国民年金に加入中に事故や病気で障がいが残った場合に支給される「障害基礎年金」、死亡した時に生計をともにしていた家族に支給される「遺族基礎年金」があります。しかし、加入の届出や保険料の納め忘れがあると、年金が受けられないこともありますので、「あの時に…」と後悔する前に、国民年金に加入し、納付しましょう。

【税制上も有利です】 納めた保険料は、全額が社会保険料控除の対象です。

【国民年金は国が運営しています】 国民年金では、受け取る年金額の一部を国が負担しています。

◆国民年金の加入者は次の 3 種類に分かれ、加入手続きや納付方法が違います

	第 1 号被保険者	第 2 号被保険者	第 3 号被保険者
加入者	学生、アルバイト、自営業、無職など日本に住む 20 歳以上 60 歳未満の方	厚生年金や共済組合に加入している会社員や公務員の方	厚生年金や共済組合の第 2 号被保険者に扶養されている 20 歳以上 60 歳未満の妻（夫）
加入 手続先	市役所国保年金課 または年金事務所	勤務先	第 2 号被保険者の勤務先
保険料	自分で納付（平成 24 年度） 定額保険料 月額 14,980 円 付加保険料 月額 400 円	給与天引き （労使折半で保険料負担）	自分で納める必要はありません。 ※第 2 号被保険者が加入する制度 全体が負担

◆ 20 歳になったとき 20 歳の誕生月の初旬（1 日生まれの方は前月初旬）に年金事務所から「国民年金のご案内（兼資格取得届）」が送付されます。必要事項を記入して、市役所国保年金課または年金事務所に提出してください（届かない場合は年金事務所までお問い合わせください）。年金事務所から年金手帳と国民年金保険料の納付書が郵送されます。

※すでに就職して厚生年金や共済組合などに加入中の場合は、手続き不要です。

国民年金 知って安心！Q&A

Q 保険料が払えない！どうすればいいの？

A 今すぐ保険料を納めるのが困難な場合に、学生には「**学生納付特例制度**」（学生証や学生であることの証明が必要）、30 歳未満の方には「**若年者納付猶予制度**」（本人・配偶者の前年所得が一定額以下の場合）があります。申請手続きをすることで保険料の納付が猶予され後払いができます。国民年金の加入手続きと一緒に申請手続きをしてください。

Q 保険料はどうやって納めるの？

A 納付書により金融機関やコンビニエンスストアで現金納付ができます。希望により、口座振替やクレジット納付、電子納付もできますので、詳細は年金事務所までお問い合わせください。

Q 将来、少しでも多く年金を受けたいので、増やす方法はありませんか？

A 「**付加年金**」制度があります。第 1 号被保険

者（および任意加入者）の方は、月々の定額保険料に付加保険料（月々 400 円）をプラスして納めると、将来受け取る基礎年金に付加年金が上乗せされます。

希望により、申し出をすることで申し込んだ月分から納付できます。

付加年金の年金額（年額）

= 200 円 × 付加保険料納付月数

* 付加保険料は当該月の翌月末の期限までに必ず納付してください。期限を過ぎた場合、当該月から付加保険料を納めることができなくなります（辞退したことになります）。再度、申し出が必要となります。

* 上乗年金として国民年金基金もあります。詳しくは茨城県国民年金基金（☎ 029-225-4797）にお問い合わせください。なお、付加年金と国民年金基金の二重加入はできません。